

令和8年度 五泉市「週休2日取得促進工事」実施要領 【林業土木工事】

1 目的

建設産業においては、週休2日の取得が進んでおらず、若年労働者をはじめとする建設関係の担い手確保・育成を進める上での課題となっている。

処遇改善等を推進し、建設産業が若者にとっても魅力ある産業となるよう、週休2日を建設産業に広く浸透させるため、「週休2日取得促進工事」を本要領により実施する。

2 用語の定義

(1) 完全週休2日（土日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行う状態をいう。なお、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」とする。

(2) 対象期間

工事着手日から現場完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間と夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロール、保守点検及び交通誘導警備員による交通規制等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3 完全週休2日（土日）の達成判断

受注者の責によらない理由により、土日いずれかの日または両日に施工せざるを得ない場合は、事前に打合せ簿による受発注者協議にて、代替りの現場閉所日（以下「代替日」という。）を設定することができる。協議により設定した代替日に、現場閉所を実施することで、完全週休2日（土日）を達成したものとみなす。

なお、代替日を設定する週においても、同一週内に2日間以上の現場閉所の実施を原則とするが、同一週内に現場閉所の実施が困難な場合は、翌週5日以内に代替日を設定してもよい。

※受注者の責によらない理由は以下のとおりとする。

- (1) 関係機関や地域住民、関連工事等との調整の影響を受ける場合
- (2) 専門的な技術を要する工種において、協力企業等との工程調整の結果、土日に施工せざるを得ない場合
- (3) 工事期間中に悪天候（降雨、降雪、猛暑日等）が続いた場合
- (4) 工事期間中に発生した災害等の影響を受ける場合
- (5) その他、受発注者協議により認められた場合

4 対象工事、発注方式及び概要

(1) 発注者指定型

発注者が工事を「週休2日取得促進工事」に指定して発注する方式で、受注者は対象期間内の全ての週で完全週休2日（土日）に取り組む。

(2) 受注者希望型（当初対象外工事）

工事着手前に受注者が「週休2日取得促進工事」に取り組む旨を発注者に協議し、対象期間内の全ての週で完全週休2日（土日）に取り組む工事。

	発注者指定型	受注者希望型（当初対象外工事）
対象工事	当初設計額 2,000 千円以上の、原則全ての工事。	当初設計額 2,000 千円以上の工事で、契約後に受発注者協議により、現場閉所に取り組むこととなったもの。
補正方法	当初設計書に「完全週休2日（土日）」の補正を行い発注する。「完全週休2日（土日）」を達成できない場合は、設計変更により <u>減額</u> をする。	「完全週休2日（土日）」を達成した場合、設計変更により <u>増額</u> をする。
特記仕様書	当初設計書に「週休2日取得促進工事（発注者指定型）」の特記仕様書を添付する。	変更設計書に「週休2日取得促進工事（受注者希望型）」の特記仕様書を添付する。

5 実施対象外工事

発注者が「週休2日取得促進工事」に適さないと判断した工事は対象外とする。

また、以下のいずれかに該当する工事は、原則対象外とする。

- (1) 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事
- (2) 現場施工期間が休工期を含めて7日間未満の工事

なお、当初実施対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日取得促進工事」に取り組む旨の協議があった場合は、工事目的を達成できると発注者が判断した場合に受注者希望型の対象工事とすることができる。

（例）現場条件（出水期間内の施工、関連工事との工程調整等）により、工期に制限や制約が生じるために当初対象外として発注した工事について、受注者からの提案により、工期の制限や制約を遵守しつつ週休2日の確保が可能と判断できる場合等。

6 実施の流れ

設計額算出時の週休2日に係る補正対象は、労務費・機械経費（賃料）・市場単価・標準単価・間接工事費率とする。なお、労務費の補正対象は、別紙「週休2日補正の対象となる労務費」による。

(1) 工事発注時（発注者指定型）

ア 発注者は「完全週休２日（土日）を達成した場合」の補正係数を下記のとおり乗じて予定価格を算出する。

【補正係数の一覧表】

	完全週休２日（土日）
労 務 費	１．０４
機械経費（賃料）	１．０２
共 通 仮 設 費 率	１．０３
現 場 管 理 費 率	１．０５
市 場 単 価 標 準 単 価	別紙「市場単価・標準単価の週休２日補正係数」による

イ 設計書に『週休２日取得促進工事』特記仕様書（発注者指定型）を添付する。

(2) 工事契約後の初回打合せ

ア 発注者指定型

契約後速やかに「週休２日取得促進工事」であること及び実施に向けた課題有無を受発注者で確認する。課題がある場合は打合せ簿により協議及び検討を行い、解決を図る。

イ 受注者希望型（当初対象外工事）

受注者は、「週休２日取得促進工事」を希望する場合は、契約後速やかに発注者と協議すること。

(3) 初回打合せ～実績確認

ア 受注者は、施工計画書の提出時に、完全週休２日（土日）が確認できる工程表（任意様式）を監督員へ提出する。ただし、以下に留意すること。

※対象期間となる全ての週において、現場閉所を土日に指定し、１週間に２日間以上の現場閉所を行う計画を基本とすること。

※「週休２日取得促進工事」の実施は繰越理由にならないので、留意すること。

イ 受注者は、「週休２日取得促進工事」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。

ウ 受注者は、週間工程表等を施工現場に掲示することにより、現場閉所日を発注者や地域住民に周知する。

エ 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

オ 発注者は、必要に応じ、休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

カ 受注者は、作業日報・出勤簿等により、現場閉所実績が確認できる様式（任意様式。以下「現場閉所実績表」という。）を作成し、現場完了日以降、監督員へ速やかに提出する。

(4) 積算方法

ア 発注者指定型

完全週休2日（土日）を達成できなかった場合は、【補正係数の一覧表】に基づく補正を解除し、減額変更する。

イ 受注者希望型（当初対象外工事）

完全週休2日（土日）を達成した場合は、【補正係数の一覧表】の補正に基づき、増額変更する。

(5) 竣工検査

ア 受注者は、上記6(3)カで監督員に提出済みの現場閉所実績表を竣工書類に添付する。

イ 発注者は、工事成績評定において、受注者から提出された現場閉所実績表に基づき、週休2日を確保した場合は適切に評定を行う（発注者指定型、受注者希望型ともに同様）。また、提出された工程表が週休2日を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合には点数を減ずる措置を行うものとする。

7 その他

本年度に契約した継続工事については、次年度以降においても本要領を適用するものとする。